

第17回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年10月28日（水曜日）午前11時

開催場所 名古屋市中村区名駅二丁目37番7号
ブルーレマン名古屋

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染が続いております。

株主の皆様への感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を極力お控えいただくことをご推奨申し上げます。また、株主総会にご出席される株主様におかれましては、マスクの着用等感染予防にご協力いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

なお、本総会における対応内容を更新する場合がございますので、当社ウェブサイトの発信情報をご確認賜りますようお願い申し上げます。

本定時株主総会において、お土産のご用意はございません。また、株主ご来場食事会についても開催いたしませんので、あらかじめご了承ください。

証券コード: 2424

株式会社ブラス



代表取締役社長

河合 達明

株主の皆様へ

TO OUR SHAREHOLDERS

平素は、格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

プラスは創業以来、「それぞれの新郎新婦にとって最高の結婚式を創る。」を経営理念に掲げ、全社員の心を一つに事業活動を行っています。

他社とは差別化した独自のプラススタイルを貫き、いい結婚式を追求し続けてまいりました。その結果、【3年連続】でオリコン顧客満足度調査「ハウスウエディング」において総合第1位を獲得することができました。

当社の想いに共感し、たくさんの結婚式を任せてくださった新郎新婦の皆様、プラスに関わるすべての方のご支援の賜物と、心より感謝しております。

「どんな状況でも徹底的に新郎新婦に寄り添うことがプラスの価値」

2020年7月期当社事業におきましては、新たな出店エリアとなる千葉県船橋市に22号店、京都府京都市に23号店を出店しました。そんな中、新型コロナウイルス感染症の影響により当社含め、当業界の事業環境は大変厳しいものになっております。

しかし、「それぞれの新郎新婦にとって最高の結婚式を創る。」

この信念をどんな状況でも曲げることなく、現場チームは徹底的に新郎新婦に寄り添う、本社チームはそれが可能になるよう徹底的にサポートする、ここがプラスの差別化の本質であり、存在価値だと考えております。

このようなコロナ禍ではありますが、唯一明るい光が見えたことは、お客様が結婚式場を決める目が慎重になっていること、きめ細かい対応、つまりトータルでの「いい結婚式」が評価軸になってきていること、結婚式場を選ぶ際のリテラシーがあがってきていることは今後のプラスに大きな流れになると捉えております。

コロナが去った際には、誠実さが一番の評価軸である業界になっていると確信しております。営業偏重な業界のなか、それぞれの新郎新婦にとって最高の結婚式を創り続け、築き上げてきた「信用の積み重ね」をこの先も大切に、いい結婚式を追求し続けることがプラスの役目であり、結婚式の価値を再認識していただけたと考えております。

今後も株主の皆様のご期待に沿うべく努めてまいりますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 2424
2020年10月8日
名古屋市中村区名駅二丁目36番20号
アイムビル4F
株式会社プラス
代表取締役社長 河合 達明

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症の第2波の感染拡大が今後も懸念されております。つきましては、本株主総会は新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場の見合わせをご推奨申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年10月28日（水曜日）午前11時
2 場 所	名古屋市中村区名駅二丁目37番7号 ブルーレマン名古屋 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 第17期（2019年8月1日から2020年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

以 上

- ・ 当日の受付開始時刻は午前10時を予定しております。
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**株主総会出席票**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知を、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brass.ne.jp/corporate/ir/meeting.html>) に掲載しております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②計算書類の「個別注記表」

なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査役が監査した事業報告に含まれております。
また、上記②は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査した計算書類に含まれております。

- ・ 事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brass.ne.jp/corporate/ir/meeting.html>) に掲載させていただきます。
- ・ 本定時株主総会において、お土産のご用意はございません。また、株主ご来場食事会についても開催いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が持続するなか、緩やかな回復基調で推移していましたが、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、消費者マインド・経済活動が委縮するなど、不透明な状況が続いております。

当社が属するウエディング業界におきましては、少子化の進展・結婚適齢期人口の減少を背景に、挙式・披露宴件数は緩やかな減少傾向にあります。また、業界全般的に施設への集客数が低下しており、受注競争は更に激化していくことが予想されます。一方で、ハウスウエディングの需要は底堅く推移し、挙式・披露宴にかかる費用は年々増加傾向にあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により結婚式の日程延期・キャンセル、結婚式の少人数化が生じております。

このような環境の中、2020年4月に発出された緊急事態宣言及び同年7月には再び感染者数が増加傾向に転じたことから、結婚式実施組数は1,995組（前期比24.5%減）にとどまりました。「新しい生活様式」に準拠した当社独自の婚礼施行ガイドラインの策定、全施設完全貸切型による安心・安全な結婚式場のイメージ発信に努めて参りましたが、当事業年度の業績において、新型コロナウイルスの影響を大きく受ける形となりました。

この結果、当事業年度の売上高は7,987,918千円（前期比23.1%減）、営業損失は989,951千円（前事業年度は営業利益558,618千円）、経常損失は817,936千円（前事業年度は経常利益582,050千円）、当期純損失は1,183,382千円（前事業年度は当期純利益369,322千円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は1,518,495千円であります。その主なものは、新規店舗開設において、「アコールハープ」に239,726千円及び「アトールテラス鴨川」に241,195千円、土地の取得に624,597千円の投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

運転資金及び新規出店などの成長投資に充てることを目的として、銀行借入により、2,764,000千円の資金を調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2017年7月期)	第 15 期 (2018年7月期)	第 16 期 (2019年7月期)	第 17 期 (当事業年度) (2020年7月期)
売上高(千円)	8,966,816	9,711,990	10,390,299	7,987,918
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	792,933	709,336	582,050	△817,936
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	495,208	226,681	369,322	△1,183,382
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	88円15銭	39円70銭	64円69銭	△208円56銭
総 資 産(千円)	8,462,262	9,297,151	10,479,995	12,321,169
純 資 産(千円)	3,153,126	3,322,714	3,623,525	2,321,692

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2016年11月1日付及び2017年1月1日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の属するウエディング業界は、日本国内の少子高齢化や未婚率の増加などを背景に、挙式・披露宴件数の減少は避けられない状況であります。しかしながら、オリジナルな挙式・披露宴志向の高まりによって、ゲストハウス・ウエディングの市場は、広く支持を集めております。こうしたトレンドを踏まえ、専門式場がゲストハウス・ウエディングへ進出しているほか、受注競争の激化、少人数挙式の需要増等、業界における企業間の競争はますます激しくなると認識しております。さらに新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を念頭に置いた運営も新たな課題として認識しております。

このような状況下において、当社がハウスウエディング事業を核に、中長期的に企業価値を高めていくために、当社は下記の事項を主な課題として取り組んでいく方針です。

①出店について

当社は、東海エリアを中心に23会場を展開しておりますが、競争力の高いゲストハウスの展開は当社事業の根幹であり、出店条件や地域の特異性等、当社が対象とする顧客層を考慮した上で、店舗の採算性並びに資金繰りを検討し、出店候補地を決定しております。今後は建設コストの高騰を踏まえM&A等の出店戦略の多様化を図りながら、より効率的な店舗展開を進めていくことが重要な課題と認識しております。

②人材の確保と育成

当社の主役ともいべきウエディングプランナーは新卒の採用を主体として、育成していく方針です。入社後は定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに対応できる接客力を向上させておりますが、スタッフ育成には一定の教育期間を要するため、事業展開と人材採用・育成とのバランスをとりながらサービスの維持・向上に努めてまいります。

③衛生管理の強化

当社の各会場は、食品衛生法に基づき所轄保健所より営業許可証を取得し、食品衛生責任者を配置しております。また、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に店舗監査や外部検査機関による検査と改善を行っております。今後も法改正等に対応しながら、更に衛生管理体制を強化してまいります。

④コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社では、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるため、また、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。今後においても、管理部門の拡充、内部監査体制の充実及び監査役、監査法人との連携等を通して、更なる内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑤結婚式クオリティ強化を前提とした内製業務の推進

当社の主な内製業務は、婚礼料理の調理とドレスショップの運営です。それらの内製事業への経営資源、人的資源の投入により弊社の結婚式クオリティは堅持されております。今後は内製範囲を広げ結婚式クオリティを更に引き上げ、他社との更なる差別化を図ってまいります。

⑥新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を想定した利益創出体制の強化

完全貸切ゲストハウスゆえに可能となるウエディング業界最高水準の感染症対策の確立及び発信により、集客数の確保に努めます。更に一定程度の施行組数の減少及び1組当たりのゲスト数減少を想定し、割引体制の見直しや未招待ゲストへの対応による売上単価の維持等の施策により利益創出体制の強化に努めます。

(5) 主要な事業内容（2020年7月31日現在）

当社は直営店型ハウスウエディング事業の経営を主な事業としております。

(6) **主要な営業所** (2020年7月31日現在)

本社 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目36番20号

営業所 ルージュ：ブラン (愛知県一宮市)
オレンジ：ベール (愛知県日進市)
ブルー：ブラン (愛知県岡崎市)
ブルーレマン名古屋 (愛知県名古屋市)
ブラン：ベージュ (愛知県安城市)
マンダリンポルト (愛知県常滑市)
ヴェールノアール (岐阜県羽島市)
ルージュアルダン (愛知県豊橋市)
アーエージェントパルム (愛知県豊田市)
ミエルクローチェ (三重県鈴鹿市)
ヴェルミヨンバーグ (愛知県名古屋市)
マンダリンアリュール (静岡県浜松市)
ラピスアジュール (静岡県静岡市)
クルヴェット名古屋 (愛知県名古屋市)
ミエルシトロン (三重県四日市市)
ミエルココン (三重県津市)
ブランリール大阪 (大阪府大阪市)
ラピスコライユ (静岡県静岡市)
オリゾンブルー (静岡県沼津市)
ブルーグレース大阪 (大阪府大阪市)
アーブルオレンジ (静岡県浜松市)
アコールハーブ (千葉県船橋市)
アトールテラス鴨川 (京都府京都市)

(注) アコールハーブ及びアトールテラス鴨川は当期に新設した営業所であります。

(7) **使用人の状況**（2020年7月31日現在）

使用人数	前期末比増減
454 名	48 名（増）

（注）使用人数には、臨時雇用者は含まれておりません。

(8) **主要な借入先の状況**（2020年7月31日現在）

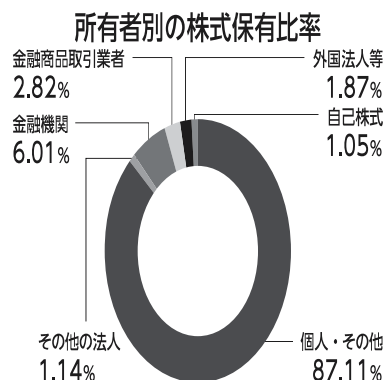
借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,049,981千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	870,947千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	866,483千円
株 式 会 社 十 六 銀 行	764,339千円
株 式 会 社 百 五 銀 行	645,190千円

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2020年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,709,300株
(自己株式60,200株含む)
- (3) 株主数 5,617名
- (4) 大株主（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
河合達明	2,770,000株	49.03%
河合智行	302,000株	5.34%
吉岡裕之	250,000株	4.42%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	153,400株	2.71%
ブラス社員持株会	133,300株	2.35%
楽天証券株式会社	95,100株	1.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	76,400株	1.35%
植木勝也	57,500株	1.01%
BBH LUX/DAIWA SBI LUX FUNDS SICAV - DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE （常任代理人 株式会社三井住友銀行）	46,800株	0.82%
大脇久嗣	40,000株	0.70%

- (注) 1. 当社は自己株式は60,200株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年7月31日現在）

地 位	氏 名	担 当
代表取締役社長	河 合 達 明	
専 務 取 締 役	河 合 智 行	管理担当
取 締 役	鷲 野 真	総支配人
取 締 役	酒 井 康 成	
取 締 役	山 田 元 彦	
取 締 役	山 田 美 典	
常 勤 監 査 役	東 健 作	
監 査 役	岩 村 豊 正	
監 査 役	大 井 直 樹	

- (注) 1. 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するにあたっての独立性に関する基準及び方針を定めております。選任にあたっては、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。なお、役員指名の決定プロセスは、メンバーの過半数を独立役員（社外取締役、社外監査役）で構成する指名諮問委員会において審議し、客観的かつ公正性の確保に努めております。
2. 専務取締役河合智行氏は、当社代表取締役社長河合達明氏の弟であります。
3. 取締役山田元彦氏及び山田美典氏は、社外取締役であります。
4. 監査役東健作氏、岩村豊正氏及び大井直樹氏は、社外監査役であります。
5. 取締役酒井康成氏及び山田美典氏、監査役東健作氏、岩村豊正氏及び大井直樹氏の5氏は、以下のとおり、財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役酒井康成氏は公認会計士の資格を有しております。
 - ・取締役山田美典氏は公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役東健作氏は経営学修士及び法務博士（専門職）の資格を有しております。
 - ・監査役岩村豊正氏は公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役大井直樹氏は弁護士の資格を有しております。
6. 当社は、社外取締役山田元彦氏及び山田美典氏、社外監査役東健作氏、岩村豊正氏及び大井直樹氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役酒井康成氏、社外取締役山田元彦氏、社外取締役山田美典氏、社外監査役東健作氏、社外監査役岩村豊正氏及び社外監査役大井直樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	6名（2名）	123百万円（5百万円）
監査役（うち社外監査役）	4名（4名）	11百万円（11百万円）
合計（うち社外役員）	10名（6名）	135百万円（16百万円）

（注）1. 2004年9月20日開催の第1回定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。

2. 上記には、2019年10月30日開催の第16回定時株主総会終結をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外取締役山田元彦氏は、有限会社ウエディングマルシェの代表取締役を兼職しております。なお、当社と同社との間に特別の利害関係はありません。
 - ・社外取締役山田美典氏は、公認会計士山田美典事務所所長及び税理士山田美典事務所所長を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。
 - ・社外監査役岩村豊正氏は、岩村公認会計士事務所代表及び監査法人コスモス代表社員を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。
 - ・社外監査役大井直樹氏は、若山・大井総合法律事務所の共同代表を兼職しております。なお、若山弁護士は当社の顧問弁護士であり、当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役山田美典氏は、株式会社東海理化社外監査役及びトリニティ工業株式会社社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。
 - ・監査役岩村豊正氏は、キャブ株式会社社外監査役、株式会社ブロンコビリー社外監査役、株式会社キャブ・ホールディングス社外監査役、ジャパンベストレスキューシステム株式会社社外取締役、株式会社Jサプライ社外監査役及び株式会社U R S社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。

③ 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会（15回開催）		監査役会（15回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	山田元彦	15回	100%	－	－
取締役	山田美典	15回	100%	－	－
監査役	東 健作	11回	73%	11回	73%
監査役	岩村豊正	15回	100%	15回	100%
監査役	大井直樹	15回	100%	15回	100%

（注）監査役東健作氏は、2019年10月30日開催の第16回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の出席回数が他の監査役と異なります。

④ 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役山田元彦氏は、ブライダル業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営やコーポレート・ガバナンスの強化に関し、適切な助言・提言をされております。
- ・取締役山田美典氏は、公認会計士としての専門的な知識と長年の企業監査において培われた幅広い見識を有しており、経理・財務的見地から、適切な助言・提言をされております。
- ・監査役東健作氏は、経営学修士及び法務博士（専門職）を取得しており、銀行・証券会社での海外勤務や共済機構で監査業務を担うなど、経営に関する豊富な業務経験と見識を有していることから、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための適切な助言・提言をされております。また、監査役会において、その特性を生かして、適宜必要な発言を行っております。
- ・監査役岩村豊正氏は、公認会計士であり、会計税務に関する専門的な知識を有していることから、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための適切な助言・提言をされております。また、監査役会において、その特性を生かして、適宜必要な発言を行っております。
- ・監査役大井直樹氏は、弁護士であり、法律に関する豊富な業務経験と高度かつ専門的な知識を有していることから、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための適切な助言・提言をされております。また、監査役会において、その特性を生かして、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営目標の一つとして認識しており、財政状態・経営成績・事業計画等を勘案した上で、配当性向を当期純利益の概ね10%を目標として、株主の皆様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、大幅な収益の減少となりました。つきましては、収益回復に向けた財務基盤の安定化が急務であると考え、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただくことといたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,596,741	流 動 負 債	4,205,273
現金及び預金	1,982,087	買掛金	134,468
売掛金	12,459	短期借入金	300,000
商品	64,038	1年内返済予定の長期借入金	1,473,821
貯蔵品	50,415	未払金	329,573
前払費用	86,979	未払費用	75,154
未収還付法人税等	256,633	未払消費税等	42,727
その他	144,541	前受金	1,816,800
貸倒引当金	△413	その他	32,727
固 定 資 産	9,724,428	固 定 負 債	5,794,203
有 形 固 定 資 産	8,576,017	長期借入金	4,680,708
建物	6,716,379	長期未払金	496,344
構築物	447,373	退職給付引当金	88,686
機械及び装置	268	資産除去債務	398,463
車両運搬具	3,668	その他	130,000
工具、器具及び備品	373,993		
土地	1,026,206	負 債 合 計	9,999,476
建設仮勘定	8,128	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	82,110	株 主 資 本	2,321,692
のれん	20,867	資本金	534,556
ソフトウェア	53,282	資本剰余金	575,261
その他	7,960	資本準備金	514,556
投資その他の資産	1,066,300	その他資本剰余金	60,705
関係会社株式	48,443	自己株式処分差益	60,705
出資金	50	利 益 剰 余 金	1,261,814
差入保証金	509,718	その他利益剰余金	1,261,814
長期前払費用	118,209	繰越利益剰余金	1,261,814
繰延税金資産	388,081	自 己 株 式	△49,938
その他	1,797	純 資 産 合 計	2,321,692
資 産 合 計	12,321,169	負 債 純 資 産 合 計	12,321,169

損 益 計 算 書

(2019年 8 月 1 日から
2020年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,987,918
売 上 原 価		2,898,306
売 上 総 利 益		5,089,612
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,079,564
営 業 損 失		△989,951
営 業 外 収 益		199,298
受 取 利 息	15	
受 取 賃 貸 料	43,115	
雇 用 調 整 助 成 金	148,263	
そ の 他	7,903	
営 業 外 費 用		27,282
支 払 利 息	24,452	
そ の 他	2,830	
経 常 損 失		△817,936
特 別 損 失		378,589
固 定 資 産 除 却 損	4,921	
減 損 損 失	373,667	
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,196,525
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	14,762	
法 人 税 等 還 付 税 額	△160,736	
法 人 税 等 調 整 額	132,831	△13,142
当 期 純 損 失		△1,183,382

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2019年 8 月 1 日から
2020年 7 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
			自己株式 処分差益		繰越利益 剰余金				
当期首残高	534,556	514,556	60,705	575,261	2,513,708	2,513,708	－	3,623,525	3,623,525
当期変動額									
剰余金の配当					△68,511	△68,511		△68,511	△68,511
当期純損失 (△)					△1,183,382	△1,183,382		△1,183,382	△1,183,382
自己株式の取得							△49,938	△49,938	△49,938
当期変動額合計	－	－	－	－	△1,251,894	△1,251,894	△49,938	△1,301,832	△1,301,832
当期末残高	534,556	514,556	60,705	575,261	1,261,814	1,261,814	△49,938	2,321,692	2,321,692

独立監査人の監査報告書

2020年9月10日

株式会社プラス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内 田 宏 季 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プラスの2019年8月1日から2020年7月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年8月1日から2020年7月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年9月16日

株式会社プラス 監査役会

常勤監査役（社外監査役）東 健作 ㊟

社外監査役 岩村 豊正 ㊟

社外監査役 大井 直樹 ㊟

以 上

3年連続「ハウスウェディング」で日本一！ プラスが2020年 オリコン顧客満足度調査で総合1位に輝く

株式会社oricon ME（東京都港区 代表取締役社長：小池恒）が行った2020年 オリコン顧客満足度調査「ハウスウェディング」において総合第1位を獲得しました。また、評価項目別においても、「ウェディングプランナー」「料理」「ドレス・衣装」など、11項目で1位となりました。なお、プラスは2018年～2020年までの【3年連続】で総合1位となり、これは同調査では史上初の快挙となります。



それぞれの新郎新婦にとって最高の結婚式を創る。
プラスグループは東海・関西一軒家貸切ゲストハウスを23店舗展開しています。

BRASS | SMILE AND TEARS

株主メモ

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日、毎年7月31日
上場市場	東京証券取引所一部 名古屋証券取引所一部
単元株式数	100株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先・郵便物送付先	東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告掲載方法	電子公告（ https://www.brass.ne.jp ） ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

株主優待

- 株主優待の対象となる株主様
毎年7月末日現在の株主名簿に記載又は記録された、当社株式1単元（100株）以上を保有されている株主様を対象といたします。
- 株主優待の内容
 - ①全国の当社店舗でご利用いただける
披露宴割引券……………10万円分
 - ②クオカード……………1,000円分
 - ③株主様向け食事に特別価格でご招待
- 贈呈時期
毎年10月下旬の発送を予定しております。

株主総会会場ご案内図



BRASS | SMILE AND TEARS

ブルーレマン名古屋

〒450-0002 名古屋市中村区名駅二丁目37番7号

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



第17回定時株主総会招集ご通知に際しての法令 及び当社定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

個別注記表

(2019年8月1日から2020年7月31日まで)

株式会社ブラス

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.brass.ne.jp/corporate/ir/meeting.html>)に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会での決議内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役への周知・徹底を行っております。
- ・「コンプライアンス管理規程」を制定し、当社及び当社子会社の役員及び使用人へ継続的な教育・研修を実施し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行っております。
- ・「内部通報窓口に関する規程」を制定し、問題の早期発見に努めております。

② 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理しております。
- ・取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとしております。
- ・各種法令及び証券取引所の適時開示規則に基づき、会社情報を適時適切に開示することとしております。
- ・個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、個人情報を適切に取り扱うため、「個人情報取扱規程」及び「特定個人情報取扱規程」を明示し、周知徹底を行っております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」を制定し、事業に伴う様々なリスクの把握及び管理に努めております。
- ・リスク管理委員会において、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見及び対抗手段の検討等を行うほか、各部門責任者は、所管部門におけるリスク管理の遂行及び管理を行っております。
- ・緊急事態発生の際には、緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努めております。

- ④ **当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づいて運営し、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催しております。
 - ・「職務権限規程」「業務分掌規程」「稟議規程」を制定し、効率的に職務の遂行を行っております。
- ⑤ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会での協議の上、人数及び権限等を決定し、任命することとしております。
 - ・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を得るものとしております。
- ⑥ **当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**
- ・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他法令に違反する事項を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとしております。
 - ・監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができるものとしております。
- ⑦ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・当社の監査役への報告を行った当社及び当社子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、当社及び当社子会社の役員及び使用人に周知徹底しております。
- ⑧ **当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・職務執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は、当該請求に係る費用又は債務を適切に処理することを規程に明記しております。

- ⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・ 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図っております。
 - ・ 監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換を行い、意思の疎通を図っております。
 - ・ 監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができるものとしております。
- ⑩ **当社及び当社子会社の反社会的勢力への対応**
- ・ 「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、総務部を対応統括部署として、反社会的勢力の排除を推進しております。
 - ・ 平素から外部専門機関と密接な関係を構築しており、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対応する体制を整備しております。
- ⑪ **当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・ 当社は当社子会社にその事業方針、事業計画、営業成績、財務状況、決算等経営状況、その他重要な事項について当社への定期的な報告を義務付け、必要に応じて主管部門が確認及び指導しております。
 - ・ 当社及び当社子会社にとって重要な事項は必要に応じて当社の取締役会にて決議しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① **当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- ・ 取締役会規程をはじめとする社内規程を制定し、取締役及び使用人が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度における取締役会では、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性は確保されております。
- ② **当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
- ・ 株主総会や取締役会、経営会議等の議事録及び稟議書、会計帳簿、契約書等の重要文書については、法令及び社内規程に基づき、主管部署において適切に保存・管理されております。

- ③ **当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ・「リスク管理規程」に基づき、平時は各部署においてリスクの発生を未然に防止する施策を講じるとともに、経営に重大な影響を及ぼすリスクに対してはリスク管理委員会が的確に対処する体制を敷いております。
- ④ **当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・取締役会の開催に際して、取締役及び社外監査役が議案内容を十分理解できるように、議案資料を事前通知しております。また取締役会を毎月1回の定時開催に加えて、必要に応じて臨時に開催しており、案件の重要度に応じた迅速かつ効率的な業務執行を図っております。
- ⑤ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ・該当事項はありません。
- ⑥ **当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**
- ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、社内規程に従って書面もしくはBRASSLINEを介して監査役に報告をしております。
- ⑦ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・監査役へ前号の報告があった場合は、報告をした者に対して不利益にならないよう守秘義務を遵守しながら、調査・是正等を行っております。
- ⑧ **当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行っております。

- ⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・使用人は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供しております。また、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行いました。
- ⑩ **当社及び当社子会社の反社会的勢力への対応**
- ・契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。
- ⑪ **当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・当社は当社子会社から事業方針、事業計画、営業成績、財務状況、決算等経営状況について適宜報告を受け、重要事項については取締役会において決議しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。また、のれんについては5年間で均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段... 金利スワップ

ヘッジ対象... 借入金利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を利用しております。

④ ヘッジ有効性の評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,205,618千円

(2) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	10,108千円
建物	643,908
土地	342,748
計	996,764

② 担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	573,821
長期借入金	1,806,982
計	2,680,803

(3) 貸出コミットメント契約

当社は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその長期化に対する備えとして、手元資金を厚く保持し財務基盤の安定性をより一層高めるため、取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,500,000千円
借入実行残高	—
差引額	1,500,000

(4) 財務制限条項

- ① 当社が締結した金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されており、決算期末時点の「有利子負債倍率：有利子負債/〔税引後利益＋減価償却費－（設備投資金額－新規出店に関わる投資額（出店に準ずるリニューアル投資を含む））〕」が15倍を超えた場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、この契約に基づく借入残高は以下のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	75,000千円
長期借入金	325,000
計	400,000

- ② 当社が締結した貸出コミットメント契約の一部には財務制限条項が付されており、下記のいずれかに抵触した場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

イ) 純資産の部の金額を2019年7月期決算及び直前決算期のいずれか高い金額(2020年7月決算については2019年7月期決算の金額とする。)の75%以上に維持すること。

ロ) 各年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

なお、当事業年度末時点において、この契約に基づく借入残高はありません。

3. 損益計算書に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
西日本（2店舗）	店舗設備	建物他

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングをし、減損損失の認識を行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また、継続してマイナスとなる見込みである店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（373,667千円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物344,384千円、構築物10,052千円、工具、器具及び備品19,230千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、対象資産は売却見込みがないため、正味売却価額はゼロとしております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	5,709,300	—	—	5,709,300

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	—	60,200	—	60,200

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年10月30日 定時株主総会	普通株式	68,511	12	2019年7月31日	2019年10月31日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

主に店舗事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に出店や社宅に関わる賃貸借契約等に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金、長期未払金は主に設備投資を目的としたものであり、償還日等は決算日後、最長で13年11ヶ月後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、社内規程に従い、管理部が顧客ごとに期日及び残高を管理することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引については、取締役会で報告しております。

ハ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 （ 千 円 ）	差 額 （ 千 円 ）
① 現金及び預金	1,982,087	1,982,087	—
② 売掛金	12,459	12,459	—
③ 差入保証金	387,350	376,265	△ 11,084
資産計	2,381,897	2,370,813	△ 11,084
① 買掛金	134,468	134,468	—
② 短期借入金	300,000	300,000	—
③ 1年内返済予定の長期借入金	1,473,821	1,473,821	—
④ 長期借入金	4,680,708	4,682,467	1,758
⑤ 長期未払金	496,344	495,677	△ 666
負債計	7,085,342	7,086,434	1,092

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 差入保証金

時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等、適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

① 買掛金、② 短期借入金、③ 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金、⑤ 長期未払金

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2020年7月31日)
出資金	50
差入保証金	122,368

出資金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

差入保証金の一部については、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため「⑤ 差入保証金」には含めておりません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	△ 1,325千円
未払賞与	10,581
減価償却超過額	338,473
減損損失	215,919
退職給付引当金	27,138
資産除去債務	121,929
繰越欠損金	41,239
その他	26,606
繰延税金資産小計	780,563
評価性引当額	317,399
繰延税金資産合計	463,163
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	75,082
繰延税金負債合計	75,082
繰延税金資産の純額	388,081

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	410円98銭
(2) 1株当たり当期純損失	△ 208円56銭